獣医療法第３条に基づく〔廃止／休止／再開〕届

令和８年１１月１５日

（あて先）
埼玉県知事

住所　　さいたま市浦和区高砂〇〇－〇

氏名　　埼玉　幸子

獣医療法第３条、同法施行規則第１条第２項により、下記のとおり届け出ます。

記

１　開設者氏名又は名称及び住所
　　氏名又は名称：中央動物病院　埼玉　幸子
　　住　　所：さいたま市浦和区高砂〇〇－〇

２　診療施設の名称
　　中央動物病院

３　開設の場所
　　さいたま市北区別所町〇〇－１

４　廃止・休止・再開日
　　令和８年１１月１０日

５　廃止・休止・再開理由
　　診療業務を行わなくなったため